

（仮称）第 3 次新かすがいっ子未来プラン骨子案の概要

1 市町村こども計画について

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和 5 年 4 月 1 日に施行されたこども基本法において、市町村こども計画の策定が努力義務とされました。

このため、令和 6 年度に計画期間が終了する第 2 次新かすがいっ子未来プランの改定にあわせ、（仮称）第 3 次新かすがいっ子未来プランを市町村こども計画として一体的に作成することとします。

2 位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」などを包含します。

また、本計画の策定にあたっては、国の「こども大綱」や県の「こども計画」を勘案しつつ、「春日井市地域共生プラン」、「心と体のかすがい健康計画 2035」など本市の関連する計画との整合を図ります。

3 計画の期間

令和 7 年度から令和 11 年度まで（5 か年）

4 計画の対象

概ね 40 歳未満のこども・若者とその家庭

5 施策の体系（次ページ参照）

(1) 基本理念

こども大綱（参考資料参照）が目指す「こどもまんなか社会」の実現を本市においても目指すことから、現行の第 2 次新かすがいっ子未来プランの基本理念である「子育てのまちかすがい」も包含した、新たな基本理念を設定しました。

(2) 基本目標

こども大綱を勘案する必要があることから、こども大綱に記載されている「こども施策に関する重要事項」をもとに、①ライフステージ別の重要事項（取組み）、②ライフステージを通じた重要事項（取組み）、③子育て当事者への支援に関する重要事項（取組）に応じた基本目標としました。

(3) 施策

現行プランの施策を継承しつつ、こども大綱と比較し、現行プランでは網羅できていない施策などは、新たに追加しました。（網掛け部分）

【(仮称) 第3次新かすがいっ子未来プラン】

【第2次新かすがいっ子未来プラン】

〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔ライフステージ〕

〔施策〕

〔施策〕

〔基本的視点〕

〔基本目標〕

〔基本理念〕

